

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

消毒用アルコールは火気により引火しやすく消防法上の危険物に該当します。そのため貯蔵・取扱いの量によっては消防法や鹿行広域事務組合火災予防条例の規定が適用される場合があります。

手指消毒用のアルコールは濃度が高く可燃性の蒸気を発生させ、その蒸気は空気より重く、静電気や火気により容易に引火しやすいため、危険性のあるものです。

消毒用アルコールを貯蔵・取扱う場合は次の点に留意してください。

- 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留する恐れのある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。
- みだりに蒸気を発生させないため、密閉した室内での多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場合は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。
- 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
- 消毒用アルコールを容器に詰替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

多量に貯蔵・取扱う場合について

消毒用アルコールについては、貯蔵・取扱いの量が400ℓ以上となる場合は消防法の規定が、80ℓ以上となる場合は鹿行広域事務組合火災予防条例の規定がそれぞれ適用されます。法令上の手続きや、条例による届出、一定の安全対策が必要となりますので、貯蔵・取扱いを検討される際には、下記のお問い合わせ先又は最寄りの消防署、出張所にご相談ください。

リーフレットのダウンロードはこちらから！！

➔ <http://rokkou-kouiki.jp/wp/wp-content/uploads/2011/08/リーフレット.pdf>



お問い合わせ先

鹿行広域事務組合消防本部予防課 TEL0291-34-7119

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことはさげましょう。

